

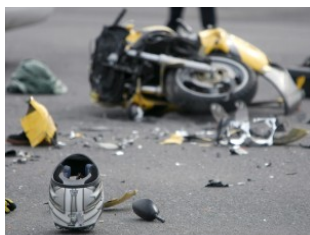
何度も事故を経験した不死身のライダー石原がお教える

## 交通事故の過失相殺

hiro.ishihara@aegism.com 310/793-1309 Ext. 237



### 私自身のバイク事故



昨年の11月末に私は交通事故に遭いました。LAダウンタウン近郊のフリーウェイでいつもの渋滞の中、バイクでの出勤途上、その事故は突然起りました。隣の車線から一台の車が渋滞を避ける為か勢いよく私の車線に変更してきました。よける余裕もないまま、その車は私のバイクの前輪に衝突してきたのです。私はそのまま転倒し、数メートル道路を滑りました。この事故により私は怪我をし、また相手方曰く、相手も多少怪我を負っていたとのことでした。向こうの言い分はこの事故の責任は私のバイクが Lane Splitting（道路をシェアして車と一緒に走る事）による事故で過失があるのは私側だと主張してきました。私は、Lane Splitting はしておらず、相手が突然突進してきた事による事故であると主張しました。事故状況からみれば相手の過失であることは明白だと自分では思いたいところですが、この点は後に保険会社同士で過失割合が決まることになっています。因みに私は事故で比較的大きな怪我をしたので、相手方に対して損害賠償を要求する事を考えています。

### 比較過失(Comparative Negligence)とは

幾つかの州を除き、アメリカのほとんどの州では怪我をした人に少しでも過失がある場合、損害賠償額がその過失に応じて調整されるという『比較過失 Comparative Negligence』の制度を採用しています。比較過失には一般的に3種類あり、同じ比較過失制度でも少し異なります。実際の事故の例と共にご説明致します。

#### 1) 純粋比較過失

この法律を適用している州では怪我をした人に一部過失がある場合、その過失割合によって損害賠償が減額されます。例として例えば怪我をしたAさんの過失割合が80%だった場合、一万ドルの医療費に対する賠償責任は\$2,000となるわけです。比較過失制度を採用している州はカリフォルニア・フロリダ・アリゾナ・ニューヨークなど14州です。

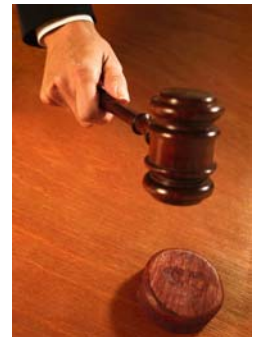
#### 2) 過失割合51%

この法律を採用している州では、事故の過失割合が51%以上の場合、損害賠償を請求したり、賠償金を受け取る事ができません。ニュージャージーで実際にあった事故ですが、最高制限速度を25マイルを超える速度で運転していたAさんは交

差点を曲がろうとして B さんの車に追突しました。前方不注意だった B さんにも過失があるものの、保険会社はスピード違反だった A さんの過失割合を 65% としました。このような場合、過失割合が 51% を超えている為、A さんは怪我がをしても損害賠償訴訟をおこす事ができなくなりました。この法律を採用している州はイリノイ・ミシガン・ニュージャージー・テキサスなど 21 州となっています。

### 3) 過失割合 50%

この法律を採用している州では過失割合が 50% 未満の場合のみ、損害賠償を請求したり、賠償金を受け取ることができます。例えば、駐車場でお互いにバックで出てきた時に衝突した場合、お互いに後方を十分に確認していなかった為、50% ずつの過失となりました。この場合、どちらにも賠償金を得る権利はありません。この制度はコロラド・ジョージア・ユタなど 12 州で採用されています。



## 損害賠償請求権に係わる Legal Authority について

日本とは異なり、保険会社や私たち保険ブローカーには皆さんに代わって相手に賠償請求をするといった Legal Authority がありません。相手に対する損害賠償を請求できるのは怪我をしたり被害にあった人その本人、またはその弁護士だけが相手に請求する権利をもっています。この点にご注意いただくようお願いいたします。

## 参 考

### 比較過失 Comparative Negligence

原告被害者の被害を、当該原告自身の過失を考量することで減額・縮小するという法務的防衛で採用される概念の一つ。つまり、原告被害者も悪かったのだから、被告加害者は原告被害者の損害の 100% は払わないということ。米国以外では Non-Absolute Contributory Negligence と呼ばれる。

解説：米国訴訟では、原告と被告の比較過失に関する考え方がいくつかある。代表的なものは以下の A・B・C の 3 種類。

**A** 原告過失 80% 被告過失 20%

#### Pure Comparative Negligence 純粹比較過失

原告の過失の割合にかかわらず、原告は訴権を認められる。ただし、請求できる損害は、被告の過失割合に該当する部分のみ。

**B** 原告過失 51% 被告過失 49%

この A の場合は、原告は損害賠償訴訟を提起することはできるが、請求できるのは全損害額のうち 20% のみ。

**C** 原告過失 45% 被告過失 55%

**D** 原告過失 20% 被告過失 80%

#### Modified Comparative Negligence 修正比較過失

上記の純粹比較過失を修正したルール。原告は、自らの過失が

51% 以上となった場合、訴権を失う。原告の過失が被告を上回った場合は、損害賠償請求が一切できなくなる、ということ。また、仮に原告過失が 50% 以下と認定された場合でも、純粹比較過失と同様、請求できる損害は、被告の過失割合に該当する部分のみ。米国では、修正比較過失を採用する州がメジャー。B の場合は、原告はそもそも損害賠償を請求することができない。C の場合は、原告は損害賠償を請求することはできるが、全損害額の 55% のみ。

## 寄与過失 Contributory Negligence

上記二つの考え方と比較して、もっとも原告にとっては厳しいルール。原告は自らの過失があった場合、その割合にかかわらず訴権を認められず、一切の損害賠償請求ができないというもの。D の場合でも、原告は損害賠償請求することが一切許されない。(Alabama, Maryland, North Carolina, Virginia, and Washington, D.C.)

注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般적으로ご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



**AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.**

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL [myhoken@aegisrm.com](mailto:myhoken@aegisrm.com)

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928